

## 社会福祉法人西益田福祉会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人西益田福祉会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。  
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務遂行の対価として、報酬等を支給する。  
2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲以内で報酬を支給する。  
3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。  
2 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,300千円以内とする。  
3 この法人の全監事の報酬総額は、年間115千円以内とする。  
4 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。

### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費

用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）をこの法人の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 非常勤役員等及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度支払う。

ただし、理事長の報酬の支払日は月末締め翌月5日払いとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月13日から施行する。

この規程は、令和2年2月19日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

区 分	日 額
評議員会への出席	2, 500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2, 500円

別表2（非常勤役員の報酬）

（1）理事長

区 分	月 額
月額報酬	85, 000円

（2）監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	6, 000円
理事会、評議員会等会議への出席	2, 500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2, 500円

（3）理事の報酬

区 分	日 額
理事会等会議への出席	2, 500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2, 500円